

令和5年度自主学習支援Eラーニング研修業務委託契約書（案）

茨城県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、令和5年度自主学習支援Eラーニング研修業務（以下「委託業務」という。）の委託について、次のとおり契約を締結する。

（信義誠実の原則）

第1条 甲及び乙は、信義誠実の原則に従い、相互の信頼関係を維持し、誠実をもってこの契約を履行するものとする。

（委託業務）

第2条 甲は、この契約書に定めるもののほか、別添「令和5年度自主学習支援Eラーニング研修業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）に基づき委託業務を乙に委託し、乙は、これを受託する。

（委託期間）

第3条 委託期間は、契約締結の日から令和6年3月31日までとする。

（委託料）

第4条 委託料は、円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額円）とする。

（契約保証金）

第5条 甲は、茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号）第138条第2項第6号の規定により、乙が納付すべき契約保証金を免除するものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第6条 乙は、この契約によって生じる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することができない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

（再委託の禁止）

第7条 乙は、この契約の履行について、業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

（秘密保持等）

第8条 乙は、委託業務の遂行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。この契約が履行され、又は解除された後においても同様とする。

（個人情報の保護）

第9条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記1「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（電子情報の取扱）

第10条 乙は、この契約による事務を処理するための電子情報の取扱いについては、別記2「電子情報に関する取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(調査)

第11条 甲は、この契約の履行のために必要があると認められるときは、乙の業務の実施状況等について調査し、もしくは必要な報告を求め、または委託業務の実施に関して必要な指示を乙に与えることができるものとする。

(業務実績報告等)

第12条 乙は、委託業務が終了したときは、速やかに仕様書に基づく報告書等を甲に提出し、甲の命じた職員の検査を受けなければならない。

2 甲は、乙の業務が仕様書に示すものに適合していないときは、その業務の手直しを命ずることができる。この場合における費用は乙の負担とする。

(委託料の支払)

第13条 甲は、前条の規定による検査確認した後、乙の請求に基づき、当該請求を受けた日から30日以内に、委託料を支払うものとする。

(業務内容の変更)

第14条 甲は、必要がある場合は、委託業務の内容の一部を変更し、又はその全部若しくは一部を中止することができる。この場合において、甲は、乙に対して書面により通知するものとする。

(委託料の変更)

第15条 委託業務の内容等に変更を生じた場合において、必要があると認められるときは、甲乙協議の上委託料を変更できるものとする。

(善管注意義務)

第16条 乙は、この契約の履行に当たっては、常に善良なる管理者の注意をもって委託業務を処理する義務を負うものとする。

(損害賠償)

第17条 乙は、業務実施に当たり、乙の責めに帰すべき理由により、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約の解除)

第18条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、乙への事前の通知等をせず、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第三者より仮差押、差押、強制執行若しくは競売の申立又は租税公課滞納処分を受けたとき。
- (2) 破産、民事再生、会社更生、会社整理若しくは特別清算の申立を受け、又は自らこれを申立てたとき。
- (3) 振出した手形、小切手を不渡りとし、又は一般の支払いを停止したとき。
- (4) 解散、合併、減資又は営業の全部若しくは重要な一部の譲渡等の決議をしたとき。

2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 前項各号に定めるもののほか、乙の責めに帰すべき理由により、業務を継続する見込みが明らかでないとき。
- (2) 乙の業務が甚だしく不誠実と認められるとき。

(3) 乙がこの契約を確実に履行する意思がないと認められるとき。

(4) 乙がこの契約に違反したとき。

3 前項の規定により契約を解除したときは、乙は、委託料の10分の1に相当する金額を違約金として支払わなければならない。ただし、履行済みの部分に相当する金額は、委託料に算入しないものとする。

4 前項の違約金の徴収は、甲の損害賠償の請求を妨げるものではない。

第19条 甲は、この契約に関して乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令を受け、かつ、当該命令に係る抗告訴訟（行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項に規定する抗告訴訟をいう。以下同じ。）を提起しなかったとき。

(2) 乙が、独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令を受け、かつ、当該命令に係る抗告訴訟を提起しなかったとき。

(3) 乙が、前各号に掲げる抗告訴訟を取り下げたとき。

(4) 乙又は乙の代表者、代理人、使用人その他の従業員が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項の規定により甲が契約を解除することができるときにおいては、契約を解除するか否かを問わず、請負代金の額の10分の2に相当する金額を賠償金として甲の指定する期間内に甲に支払わなければならない。業務委託が完了した後も同様とする。ただし、甲が支払う必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に定める金額を超える場合において、甲が当該超える金額を併せて請求することを妨げるものではない。

（遅滞損害金）

第20条 乙は、乙の責めに帰すべき理由により履行期限までに履行しないときは、遅滞日数に応じ委託料の年2.5パーセントに相当する額を遅滞損害金として、甲の指定する期間内に甲に払わなければならない。

（暴力団排除条項）

第21条 甲は、警察本部からの通知に基づき、乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

(1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。

(2) 役員等（個人である場合にはその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上経営に参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下これらを「構成員等」という。）となっているとき。

(3) 構成員等であることを知りながら構成員等を雇用し、又は使用しているとき。

(4) 第1号又は第2号に該当するものであることを知りながら、そのものと下請契約（一次及び二次下請以降すべての下請契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。

(5) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。

- (6) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
 - (7) 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
 - (8) 役員又は使用人等が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。
- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、乙は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(費用の負担)

第22条 この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、乙の負担とする。

(協議)

第23条 この契約に定めのない事項について定める必要が生じたとき又はこの契約に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和5年 月 日

甲 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県知事 大井川 和彦

乙

別記 1

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

- 第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。
- 2 乙は、この契約による個人情報を取り扱う事務に従事する者の範囲、責任区分等を明確にし、特定された従事者以外の者が当該個人情報にアクセスすることがないようにしなければならない。

(秘密の保持)

- 第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

- 第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(安全確保の措置)

- 第4 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(作業場所等の特定)

- 第5 乙は、この契約による事務を処理するため個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所及び当該個人情報を保管する場所を明確にし、あらかじめ甲の承諾を得るものとする。

(持出しの禁止)

- 第6 乙は、この契約による事務を処理するために必要がある場合を除き、個人情報が記録された資料等を作業場所又は保管場所の外へ持ち出してはならない。

(利用及び提供の制限)

- 第7 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

- 第8 乙は、この契約による事務を処理するため甲から提供された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第9 乙は、この契約による個人情報を取り扱う事務を自ら行うものとし、甲の承諾があるときを除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料の返還等)

第10 乙は、この契約による事務を処理するために甲から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、事務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への研修)

第11 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせてはならないこと、その他個人情報の保護に関し必要な事項を研修するものとする。

(事故報告)

第12 乙は、個人情報の漏えい等安全確保の上で問題となる事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従い、原因究明等必要な措置を講ずるものとする。

(調査)

第13 甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時実地の調査等を行うことができるものとする。

(指示及び報告)

第14 甲は、乙がこの契約による事務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

(取扱記録の作成)

第15 乙は、個人情報の適切な管理を確保するため、この契約による事務に関して取り扱う個人情報の取扱状況を記録し、甲に報告しなければならない。

(運搬)

第16 乙は、この契約による事務を処理するため又は当該事務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第17 甲は、乙が個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求を行うことができるものとする。

電子情報に関する取扱特記事項

(基本的事項)

- 第1 乙は、業務に係る電子情報保全対策の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、電子情報（電子計算機等の内部に保存された情報及び入出力媒体に記録された情報をいう。以下「データ」という。）について適正に取扱い、データの漏えい、滅失、き損等の防止に万全の体制を構築しなければならない。
- 2 乙は、業務遂行に当たっては、甲の指導に従うとともに、業務従事者に対して適切な指示・管理を行わなければならない。

(電子情報の保全)

- 第2 乙は、業務の実施に当たり、次の各号を守らなければならない。
- (1) 自己の責任においてデータ（監査を行った際の出力帳票及び入出力媒体に記憶された情報を含む。）の漏えい、滅失、棄損等を防止すること。
 - (2) 当該業務において取得したデータは、全て甲に提出すること。
 - (3) 業務を履行する目的以外に、データを保有、複写又は使用してはならないこと。

(秘密の保持)

- 第3 乙は、いかなる場合も業務の遂行上知り得た甲の業務上の秘密を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- なお、甲は、当該秘密を乙に開示する場合には、秘密である旨を表明するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報については、乙は本条に定める秘密保持義務を負わないものとする。
- (1) この契約への違反によらずに公知であるか、または、入手後公知となった情報
 - (2) 当該情報を法的に開示する権利を有する者であると乙が合理的に信ずる第三者から、乙が入手した情報
 - (3) 甲より受領する以前から乙が知っていた情報
 - (4) 甲が以前に行った開示と無関係に、乙が開発した情報
 - (5) 甲の書面による同意を事前に得て開示された情報
 - (6) 裁判所の命令その他の法的手続き、あるいはその他公認会計士による監査等により乙が開示を求められる情報。なお、この場合、乙は甲が当該開示に対し異議を申し立てることができるよう、かかる要求について、事前に甲に通知するものとする。
- 2 乙は、業務に従事する社員、その他の者に対し上記の義務を遵守させるため、秘密保持契約締結させる等万全の措置を講じなければならない。

(権利義務譲渡の禁止)

- 第4 乙は、甲の承諾なしにこの請負によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は担保してはならない。